

『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生

vol.15

第15回 産業廃棄物排出事業者の責務。委託契約書その3 中級編



LISA

皆さん、こんにちは。前回は産業廃棄物委託契約書法定事項「③受託者支払金額」までやりました。今回は「④業許可事業範囲」からですね。じゃ、先生、お願いします。



LISA

改めて聞かれるとよくわかんないなあ。まあ、日本語としては、「商売としてやれること」みたいなことかなあ。



LISA

産業廃棄物委託契約書には添付しておかなければならぬものがあったね。それは知ってるかな？



LISA

どれどれ・・・。あつ、先生、ありました、ありました。許可業者の会社名や許可した県知事の名前の下に文章があり、その下にたしかに「事業の範囲」って書いてあります。



LISA

ええと、この許可証には「廃プラスチック類の破碎」と「汚泥の脱水」と書いてあります。



LISA

ふへん、それを確認するために、「事業の範囲」を契約書の法定記載事項にしてるのね。じゃ、次の「⑤適正処理のための必要な情報提供」ってどんなんのこと？



BUN



ところで、りさちゃん。この「事業範囲」って具体的には、なんなのかな。

BUN



改めて聞かれるとよくわかんないなあ。まあ、日本語としては、「商売としてやれること」みたいなことかなあ。

BUN



そのとおり。じゃ、「事業の範囲」もわかるはずだよ。許可証をよく見てご覧。

BUN



どんなことが書いてあるかな。

BUN



そう、それでわかると思うけど、「事業の範囲」とは、「産業廃棄物の種類」とその「産業廃棄物の処理の方法」なんだね。なお、収集運搬の場合は、この2つの要因に「積替保管の有無」が加わるけどね。

この「事業の範囲」の定義は、条文では規定しておらず、古い通知で規定しているから、一度調べてみておくといいかもね。（初見、昭和五二年三月二六日 環計第三七号、改正：平成一二年一二月二八日 生衛発第一九〇四号、類似の内容は平成25年3月29日環廃産発第13032910号でも触れている。）この「事業の範囲」はとても重要で、これを逸脱すると、受け手の業者は「無許可変更」、出し手の排出事業者は「委託基準違反」になるから注意しないとね。

BUN



BUN

これも逆質問から行ってみようか。産業廃棄物は何種類ですか？



LISA

簡単、20種類ね。

BUN

じゃ、「液体の産業廃棄物」は？



LISA

液体かあ。汚泥は「泥状」だから、非該当とすると、廃酸、廃アルカリ、廃油の3つかな。

BUN

正解。と、言うことは油じゃない液体の産業廃棄物は廃酸か、廃アルカリのどっちかってことになるよね。じゃ、「廃酸、廃アルカリの処理」と言われば、どんな処理を思い浮かべる？



LISA

そりや、先生。酸、アルカリと言ったら「中和」でしょう。小学校の理科の実験でもリトマス紙が赤くなったり、青くなったりってやったもの。

BUN

そうだねえ。だから、たいていの人は「廃酸、廃アルカリの処理」と聞かれれば「中和」と答える。でも、シロップの廢液をPH7.0に中和して、処理が完結すると思う？



LISA

アッ＼(○o○)／そうかあ！「廃液って産業廃棄物の種類としてはなんですか？」と聞かれれば、「廃酸、廃アルカリです」と答える。「廃酸、廃アルカリの処理は？」と聞かれれば「中和」と答える。ところが、現実には有機性の廃液なんかは、PHを中性にしたからと言って、なんの処理にもなっていないってことね。

BUN

まさに、数年前にこれと同じ事件・事故が北関東を舞台にして起きちゃったんです。排出事業者のD社は、有機性廃液のヘキサメチレンテトラミン(HMT)を「廃酸」として「廃酸の中和」の中間処理業の許可を持っているT社に委託した。

T社は「廃酸」の許可を持っているので、このHMT廃液を受け取った。そして、許可の内容どおりに「中和、PHを7.0にして利根川に放流」した。

利根川の下流では水道の原水とするために、これを汲み上げて、消毒剤の塩素を注入した。入っていたHMTと塩素が化学反応を起こして、ホルムアルデヒドが合成されてしまって、何日間にもわたって水道が給水停止という事態になってしまった。



LISA

「知らない」「知らされていない」。つまり、知識と情報ってとても大切だって実感する事件ですね。

BUN

この事件もあって環境省は、改めて平成24年9月に「通知」を発出している。この通知の中で、「産業廃棄物の処理に必要な情報を処理業者に伝えないのは、委託基準違反である」旨言ってる。





それが、「⑤適正処理のための必要な情報提供」の趣旨ね。業者さんに適正に処理してもらうためには、必要なことね。
じゃ、次の「⑥ ⑤の提供情報の変更があった場合の当該情報の伝達方法」っていうのは?



まあ、文字通り読むなら「電話で伝えます」とか「メールで伝えます」ってようなことなんだろうけど、万一、前述のような事件や事故につながったときに「言った、言わない」で紛争になんて困るので、たいていは「あらかじめ文書で通知する」と規定しているところがほとんどかな。



ところで「提供情報の変更」って具体的には、どういった状況なら出てくるの?



製造業の場合は、原料を変えたり、加工工程を変えたりすると、排出される産業廃棄物も性状や成分が変わるときがある。こういった時は「あらかじめ教えてね」ってことでしょうね。



契約書の項目一つとっても、いろんな背景や理由があるもんですね。じゃ、続きは次回にしましょうか。

BUN先生の今回のまとめ

委託契約書に登場する「事業の範囲」とは、「産業廃棄物の種類」と「処理の種類」。収集運搬業の場合は、プラス「積替保管の有無」。

- 委託契約書に登場する「適正処理のための必要な情報提供」を怠ると、委託基準違反になる。
- 「提供情報の変更があった場合」は、現実的には、「変更する前に書類で伝える」ことがベスト。

今回の練習問題

- 問1、産業廃棄物の廃酸、廃アルカリには、具体的にはどのようなものがあるでしょうか？
問2、委託先の処理業者には、どのような情報を、どのような形で伝えておくべきでしょうか？

答えは次回の
メルマガで
(^-^)/

前回の問題の解答

問1、契約書法定記載事項の一つである「産業廃棄物の種類」は、原則的にどのように記載しておくべきか？

BUN見解:通知にもあるとおり「原則的には法令で規定している」産業廃棄物20種の表現、ということになります。具体的には、「廃プラスチック類」「金属くず」「汚泥」等です。

問2、契約書では「支払金額200万円」としたが、実際の産業廃棄物の排出量が当初の予定を大きく下回った。200万円支払わないと廃棄物処理法違反となるか？

BUN見解:誤解覚悟で言えば、廃棄物処理法では「委託契約の締結」が排出事業者の責務として規定されています。その契約が締結されていれば、一応は廃棄物処理法はその意味ではクリアしていると考えられます。契約のとおりに履行されるかは、別問題となります。よって、社会通念を逸脱するレベルでなければ、産業廃棄物の実際の量に見合った処理料金を支払うようなら、必ずしも「廃棄物処理法違反」とまでは言えないでしょう。

ベターな方法としては、予定数量を大きく下回ることが予想された時点で、変更契約を取り交わすとか、当初から「単価契約」にしておくとかが考えられます。

なお、処理料金の件で違反に問われない場合でも、契約書の内容を逸脱することは、当然、民事上の問題や他の委託基準違反、無許可等につながりやすいので、極力、契約は遵守するとともに、当初から「遵守できる契約」を締結することが大切です。